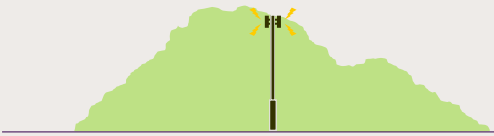
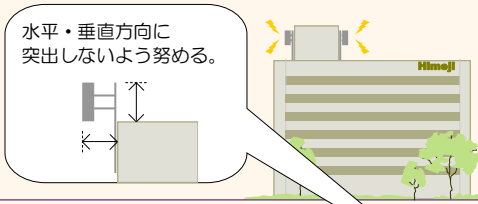


携帯電話基地局の設置に関する指導指針

携帯電話基地局の設置に関して、良好な景観形成を図るため、一定の指針を定め指導するものとします。

指導指針

	A. 独立型の携帯電話基地局	B. 建築物に付属する携帯電話基地局
		
高さ	・最小限の高さとする。 ・周囲の建築物等と比べ、著しく高くないようにする。	・最小限の高さとする。 ・周囲の建築物等と比べ、著しく高くないようにする。
位置	・寺や神社などの歴史的、文化的な景観資源の近傍は避ける。 ・国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避ける。 ・住宅地やまとまりのある農地において、目立つ場所は避ける。	・敷地に接する道路から視認しにくい位置に設置する。 ・建築物から突出し、又は屋上等に独立して設置せず、建築物の側面に設置するよう努める。やむを得ず突き出る場合は、地域の景観特性に応じて、下記のとおりとする。 ①景観形成地区（通りから視認できる場合）⇒突出させない。 ②景観形成地区・風景形成地域⇒2m程度までとする。 ③商業地、住宅地⇒3～4m程度までとする。 ④工業地等⇒可能な限り軽減する。
色彩	・眺望（遠景）に配慮し、背景と調和する色彩とする。 ・下記のとおり、地域ごとに推奨する色彩を基本とする。 ①山間部、田園地：こげ茶（5YR2.5/1.5程度） ②住宅地：クリーム色（5Y7.5/1.5程度） ③工業地：亜鉛色（N7程度）	・建築物の壁面又は屋根と同一系統色とする。
共用化	・他社の携帯電話基地局との共用化に努める。	・他社の携帯電話基地局との共用化に努める。
その他	・遮へい効果のある生垣やフェンスによりキュービクル等が周囲から見えなくようにする。	・屋上にキュービクル等を設ける場合は、パラペットやルーバー等によって通りから見えないようにする。

さらに、一定の規模を超える新設行為等を行う場合は、景観計画区域内の行為の届出が必要です。（届出対象規模・行為は2ページを参照）

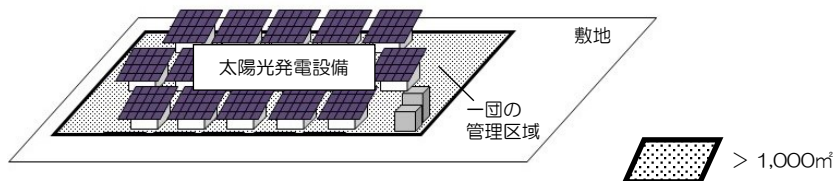
土地に設置する大規模な太陽光発電設備に係る景観の届出について

姫路市内で、土地に設置する太陽光発電設備のうち、その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの等を設置する場合は、「景観計画区域内における行為の届出」が必要です。

※土地には、池や貯水池なども含まれます。

届出対象規模

その土地の用に供する土地の面積（太陽光発電設備及びその周囲に当該設備を管理するために設けられた一団の区域の面積）が1,000㎡を超えるもの



※重点的に景観の形成を図る区域のうち、大手前通り地区（Aゾーン及びBゾーン）、駅南大路地区、中濠通り地区、姫路駅北駅前広場地区及び野里街道地区においては、全ての規模が対象となります。